

魚津市地域包括支援センター運営方針

平成 31 年 1 月

魚津市社会福祉課

目 次

第1章 地域包括支援センター運営方針策定にあたって	1
1-1 策定の目的	1
1-2 魚津市地域包括支援センターの目的	1
第2章 運営に関する基本的な方針	2
2-1 地域包括支援センターの設置場所	2
2-2 組織・運営体制	2
2-3 基本的な考え方や理念	3
第3章 効果的・効率的に業務を推進するために	4
3-1 業務推進の指針	4
3-2 重点的に取り組む事項	5
第4章 具体的な業務	7
4-1 介護予防ケアマネジメント支援業務	7
4-2 総合相談支援業務	7
4-3 権利擁護業務	8
4-4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	9
4-5 指定介護予防支援	10

1-1 策定の目的

この「魚津市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センターの（以下、「センター」という）運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、センターの円滑で効率的な実施に資することを目的に策定します。

なお、この運営方針は、「魚津市高齢者保健福祉計画・魚津市介護保険事業計画」の計画期間を単位に策定することとし、本運営方針は、第7期計画期間が終了する2020年度までとします。

1-2 魚津市地域包括支援センターの目的

高齢者が自分の暮らし方を自分で選ぶことができ、その意思を周囲から尊重されて、自分らしい人生を過ごすことができるよう支え合い、助け合いながら暮らせる社会を実現するため、「魚津市高齢者保健福祉計画・魚津市介護保険事業計画」では、基本理念を次のように定めています。

すべての高齢者が、人として尊重され、健康で生きがいを持ちながら、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮せるまち

～「自立と共生」を目指した
地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて～

この基本理念実現のため、センターでは、心身の健康の維持、生活の安定のための必要な相談・援助を行います。よって、センターは、地域の保健医療の向上及び福祉の増進のため、包括的・継続的な支援による地域包括ケア¹を実施する中核機関として設置するものです。

こうした包括的・継続的な支援をしていく中、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援サービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を魚津市の実情に応じて深化・推進するため、センターは、地域の様々なニーズに応えることができる高齢者福祉の拠点となることをめざします。

¹ 地域住民が、住み慣れた地域で安心して尊厳のある、その人らしい生活をできるように、介護保険制度による公的サービスのみならず、その他のフォーマルやインフォーマルな多様な社会資源を本人が活用できるように、包括的・継続的に支援すること。

2-1 地域包括支援センターの設置場所

センターの設置に係る具体的な圏域設定にあたっては、国は、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における保健福祉圏域（生活圏域）との整合性に配慮し、最も効果的・効率的に業務が行えるよう設定するよう促しており、具体的には人口2～3万人に1か所を目安としています。

魚津市の人口は42,224人（平成30年3月31日）、日常生活圏域を中学校区と設定しており、国の目安では、センターは2か所となります。

しかしながら、センターがある魚津市役所からは、市内各所に車でおおむね15分で行くことができることから、当面の間、センターを1か所とし、魚津市役所内に設置することとします。ただし、高齢者人口割合、要支援・要介護者の状況が大きく変化した場合は、その設置数等について検討します。

■魚津市地域包括支援センター設置場所

住所 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市役所民生部社会福祉課内

2-2 組織・運営体制

○職員体制

センターは、「魚津市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例」に基づき、職員を配置します。

○センターの職務

センターは、地域包括ケアの深化・推進のため、その中核機関としての役割を常に意識し、地域のニーズ・課題の把握に努めます。

○職員の姿勢

センター職員は、中立・公正な立場であることを共通認識し、センターの設置目的と基本的機能を理解した上で業務を遂行します。

センターの業務は、地域に暮らす高齢者が、住み慣れた環境で自分らしい生活を継続できるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るため、当事者に寄り添いながら業務を遂行します。

センター職員は、担当する事例や対処方法について相互に報告し、「協働

性」の視点を持ってチームとして検討し、お互いを高めあいながら業務を遂行します。

○職員の資質向上

専門性の維持・向上を目的に、多様な研修会に参加するなどの取り組みを積極的に行います。

職員が研修を受講した場合、センター内でその研修内容を共有するために、受講報告・伝達の工夫等が行えるよう体制を整えます。

○緊急時の対応

センター開設時間外でも、緊急時に職員相互の連絡が取れるよう連絡体制を整備します。

介護予防支援等の提供時に、利用者の身体的状況が急変した場合やその他必要がある場合は、速やかに主治医、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

2-3 基本的な考え方や理念

○「公益性」の視点

センターは、魚津市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

センターの運営費用は、介護保険料や国、県、市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

○「地域性」の視点

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核機関であることから、地域の特性や事情を踏まえた柔軟な事業運営を行います。

魚津市地域包括支援センター運営協議会（以下、「運営協議会」という）や地域ケア会議等の場を通じて、地域住民や関係団体等の意見を幅広く吸い上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

○「協働性」の視点

センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が、「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報を共有し、理念方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体をチームとして支えます。

地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員・福祉推進員等の関係者と連携を図りながら活動します。

3-1 業務推進の指針

○魚津市地域包括支援センター事業計画の策定

センターでは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、地域の特色を生かし、創意工夫した事業運営に努めます。

魚津市地域包括支援センター事業計画（以下、「事業計画」という）は、センターの基本姿勢を表すものとして毎年策定します。

○運営協議会の役割

魚津市及び運営協議会は、センターで実施する包括的支援事業及び介護予防事業の進捗状況や内容の点検、評価などを行います。

魚津市及び運営協議会は、センターの運営方針、事業計画、支援・指導の内容に関し、必要がある場合には、センターに対し意見・指摘を行います。

センターでは、運営協議会の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を確保します。また、その意見等、運営協議会の審議内容については、市ホームページなどで広く市民に公開します。

○地域、行政機関との連携

運営協議会や地区社会福祉協議会が主催するケース検討会等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、業務に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向け積極的に取り組みます。

センターの業務は多岐に渡ることから、市の関係部署や魚津市社会福祉協議会等と密接に関係しています。こうしたことから、支援困難ケースなどにも迅速に対応できるよう、日常的に連携を図るとともに、魚津市を含む各種団体が主催する地域ケア会議や研修に積極的に参加し、職員自らが自己研鑽に励み、地域課題の解決に取り組むよう努めます。

○個人情報の保護

センターは、業務上高齢者等の心身や家族の状況など、多くの個人情報を知り得る立場にあることから、その保護については、魚津市個人情報保護条例に基づき、情報の漏えい防止、第三者への情報提供及び目的外利用の禁止等、情報管理を徹底するとともに、内部規定やセキュリティ体制の構築等万全の措置を講じます。ただし、災害や事故が発生し、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（避難指示（緊急）等が発令された場合）等は、消防や警察、民生

委員等、関係者に必要な情報を提供するものとします。

○利用者満足の向上

センターの業務を適切に実施するため、また、業務に関する理解と協力を得るために、各種関係機関にパンフレットを配布するほか、センターの活動や業務内容について市広報や市ホームページへの掲載を通じて、地域住民及び関係者へ積極的に広報します。

センター（指定予防介護支援事業所）に対する苦情対応窓口を設置します。

センターへの要望や苦情があった場合は、センター内で情報共有するとともに、直ちにセンター所長に報告し、その改善策について検討します。

検討した改善策について、その相手方に速やかに報告します。また、併せて市に報告します。

○公正・中立性の確保

指定介護予防支援や介護予防ケアマネジメントに関する居宅介護支援事業所への委託や要介護認定者に関する居宅介護支援事業所の紹介、利用する介護保険サービス事業者の選定においては、利用者のニーズや居住地域に応じて公平中立に行うとともに、その選定理由や経緯を説明できるようにします。

指定介護予防支援や介護予防ケアマネジメントの契約にあたっては、複数のサービス事業所の紹介を求めることが可能であることを利用者やその家族に説明します。

3-2 重点的に取り組む事項

魚津市高齢者保健福祉計画・魚津市介護保険事業計画（第7期）に定めるほか、次の事項に重点を置いて取り組みます。

○総合的な介護予防の推進（計画P21-P23）

計画に基づき、要介護状態にならないよう身体機能の向上、認知症や閉じこもり予防を目的とした事業に取り組みます。

介護が必要にならないように予防するための健康教育、健康相談などを様々な機会を通じて実施し、普段の日常生活が活動的なものとなるよう、高齢者自らの積極的な介護予防活動に取り組めるように支援します。

健康教育、健康相談やチェックリストなどの機会を利用し、介護が必要な状態になるおそれのある虚弱高齢者の早期把握に努めます。

○認知症高齢者とその家族への支援(計画P32-P34)

認知症は早く対応することで進行を緩やかにし、介護負担軽減につながります。また、家族や地域の人などの周囲の理解により、その人らしく過ごすことができるため、認知症の人とその家族を支える体制づくりに努めます。

○地域ケア会議の活用(計画P27-P29)

地域ケア会議の充実・機能強化を図り、高齢者個人への支援を充実するほか、地域の課題を明らかにするとともに、必要な社会資源の開発に努めます。

年度当初に、地域ケア会議の開催計画を策定し、それに基づき会議を実施します。また、地域の関係者や介護支援専門員等に地域ケア会議の周知を図りながら、地域ケア会議の普及に努めます。

多職種(専門職)と連携し、自立支援・重度化防止等に資する観点で個別事例検討を行うことで、介護支援専門員等が自立に資するケアマネジメントの視点やサービス等の提供に関する知識・技術を習得できるしくみを創出します。また、検討した個別事例については、フォローアップ等、モニタリングする体制を構築します。

○社会資源の把握と活用(計画P35-P37)

魚津市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、魚津市ボランティアセンター²、NPO法人等と連携し、ケアネット活動事業³、ボランティア活動、サロンの開催状況、生活支援サービスなど、既存の社会資源を把握し、地域住民や介護支援専門員等と情報を共有することで、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい人生を過ごすことができるよう支援していきます。

² 社会福祉法人魚津市社会福祉協議会内に設置されているボランティア活動の推進・支援等を目的とした組織。ボランティアをしたい方や必要とする方からの相談受付、紹介のほか、活動支援、ボランティア団体とのネットワークづくりを実施している。

³ 魚津市社会福祉協議会が実施する地域総合福祉推進事業の通称。支援を必要とする方(子育て世帯、障がい者、閉じこもりがちな方、独居高齢者、高齢者のみ世帯など、年齢・家族構成は問わず。)に対して地区住民と市社協に配置されているケアネット活動コーディネーターがチームを組みボランティア活動を実施している。通常3～5名でチームを組み、見守り、ゴミ出し、除雪、通院付き添いなどを適宜行う。

4-1 介護予防ケアマネジメント支援業務

虚弱高齢者が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況に
応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他適切な事業が包括
的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行います。

○介護予防ケアマネジメント

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにする
ため、本人が出来る事はできる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者
のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と生活の質の向
上を高めることをめざします。

具体的な目標を明確にしつつ、個々の高齢者に応じた総合的かつ効果的な
支援計画を作成するとともに、サービスの提供を確保し、一定期間経過後は、
所期の目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画を見直します。

4-2 総合相談支援業務

地域の高齢者が自分の暮らし方を自分で選ぶことができ、その意思を周囲
から尊重されて、自分らしい人生を過ごすことができるよう、また、支え合
い・助け合いながら暮らすことができるようになるため、どのような支援が
必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用に
つなげる等の支援を行うものです。

○実態把握

窓口や電話での相談を始め、地域住民からの連絡、介護予防教室等の参加
状況の把握、65歳以上単身高齢者世帯または75歳以上のみ高齢者世帯へ
の訪問などを行います。高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態調
査を行うことで、地域に存在する隠れた課題やニーズを把握し、必要に応じ
て介護予防事業、あるいは有効な社会資源の活用につなげる等、早期対応で
きるよう取り組みます。

○総合相談業務

地域において相談できる拠点としての役割を果たすため、関係機関との連
携のもと、様々な相談内容について、総合的に支援できる体制をつくります。

介護保険サービス以外の様々な社会資源を把握し、相談者の適切な支援に
つながるよう業務を行います。

○ネットワーク構築業務

①地域の社会資源やニーズを把握

地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供し、相談業務を効果的・効率的に行います。

地域に必要な社会資源がない場合は、地域住民や関係機関と連携し、新しい資源の開発に取り組みます。

②ネットワークの構築

センターの業務への理解と協力を得るため、パンフレット配布や市広報への掲載を行うなど、ネットワークの構築に向けて、地域住民や関係者に積極的に働きかけを行います。

認知症高齢者の見守りや消費者被害の防止、閉じこもりの予防といった課題に、見守りケアネット等、既存のネットワークを十分に活用するほか、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者のために、在宅医療と介護の関係機関のネットワーク構築を進めます。

③高齢者虐待防止ネットワークの構築

行政・関係機関、居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業者、地域団体、地域住民等が理解を深め、防止するための啓発活動に取り組みながら、地域における高齢者虐待防止ネットワークを構築します。

4-3 権利擁護業務

高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護業務について、センターが関係機関の中核的な存在としてその役割を果たして行きます。

○成年後見制度の活用

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービス利用や金銭管理、法律行為などの支援のため、成年後見制度の活用を図ります。

○高齢者虐待への対応

「高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに虐待を受けているあるいは虐待を受けている疑いのある高齢者の状況を把握し、社会福祉課と連携して、迅速かつ適切な対応を行います。

○困難事例への対応

困難事例を把握した場合は、実態把握の上、センターの専門職が連携して対応を検討します。

○消費者被害の防止

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための機関を紹介します。

4-4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等との連携、在宅施設の連携など、多職種相互の連携を図るとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護予防給付におけるケアマネジメントとの連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援を行います。

○包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。

地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるように、地域の連携・協力体制を整備します。

○介護支援専門員に対する支援

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言や必要があれば同行訪問を行います。

個々の介護支援専門員の抱える課題やニーズを把握し、地域の介護支援専門員全体で共有できるよう取り組みを行います。

○事例検討会・研修会等の実施による支援

介護支援専門員の資質向上を図る観点から、関係機関と連携の上、情報提供や事例検討会、研修会等を実施します。

地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務ができるよう、介護支援専門員のネットワーク構築を支援します。

○地域ケア会議の開催

センターは魚津市と緊密に連携し、役割分担を行いながら地域包括ケアシステムの深化・推進のために、地域ケア会議を開催します。

①地域ケア個別会議

介護支援専門員による自立に資するケアマネジメント支援や高齢者の実態把握と問題解決のためのネットワークの構築、個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握のため、地域ケア個別会議を開催します。

②地域ケア推進会議

インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源の開発や、地域に必要な取り組みを明らかにし、政策を立案・提言していくために、地域ケア推進会議を開催します。

4-5 指定介護予防支援

指定介護予防支援は、利用者の心身の状況や環境等を勘案し、介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行います。

○法令等の遵守

業務の実施にあたっては、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を遵守し業務を行います。